

第 2 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 平成 3 1 年 2 月 1 日 (金)
開会 午後 3 時 0 0 分
閉会 午後 4 時 0 0 分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 1 2 名

4. 欠 席 2 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	1 1	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	1 2	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	1 3	田代 三義	欠
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	1 4	山口 光壽	○
5	江向 信夫	欠	1 0	前田 節朗	○			

議事録署名者 2番 池田 良一

8番 西山 哲

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	松林 豊
農地係	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第7号	農地法第5条の申請について	(5件)
議案 第8号	農地法第4条許可の取消し願いについて	(1件)
議案 第9号	農地法第4条の申請について	(3件)
議案 第10号	農地法第3条の申請について	(5件)
議案 第11号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 14件) (農地中間管理事業 2件)	
議案 第12号	農用地利用配分計画の承認について	(2件)

8. 報告事項

報告 第2号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
報告 第3号	農地の形質変更工事計画変更届出の受理について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																														
議長	<p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。 本日の会議の欠席者は5番江向委員、13番田代委員の2名です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 池田 委員、8番 西山 委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="371 846 1449 1467"> <tr> <td>議案第 7号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第 8号</td> <td>農地法第4条許可の取消し願いについて</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第 9号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第10号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第11号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地中間管理事業</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="371 1615 1449 1848"> <tr> <td>報告第 2号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第 3号</td> <td>農地の形質変更工事計画変更届出の受理について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第 7号	農地法第5条の申請について	5件	議案第 8号	農地法第4条許可の取消し願いについて	1件	議案第 9号	農地法第4条の申請について	3件	議案第10号	農地法第3条の申請について	5件	議案第11号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	14件		農地中間管理事業	2件	議案第12号	農用地利用配分計画の承認について	2件	報告第 2号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第 3号	農地の形質変更工事計画変更届出の受理について	1件
議案第 7号	農地法第5条の申請について	5件																													
議案第 8号	農地法第4条許可の取消し願いについて	1件																													
議案第 9号	農地法第4条の申請について	3件																													
議案第10号	農地法第3条の申請について	5件																													
議案第11号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																														
	利用権設定 通年	14件																													
	農地中間管理事業	2件																													
議案第12号	農用地利用配分計画の承認について	2件																													
報告第 2号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																													
報告第 3号	農地の形質変更工事計画変更届出の受理について	1件																													
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第7号と議案第8号は関連していると聞いていますので、議</p>																														

議長	案第 7 号 農地法第 5 条の申請について及び議案第 8 号 農地法第 4 条許可の取消し願いについてを併せて、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第 7 号 農地法第 5 条の申請について及び議案第 8 号 農地法第 4 条許可の取消し願いについて御説明します。</p> <p>議案の 1 ページ、4 番及び議案の 2 ページ、1 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 1 ページ、字図が 2 ページ、平面図が 3 ページ、断面図が 4 ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲地を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>本件に添付されている経緯書について説明をします。</p> <p>議案の 2 ページをご覧ください。</p> <p>○○○○○の農地 4 筆を利用して、申請者の父親が共同住宅を建設するために、平成 17 年 7 月 28 日付で農地転用許可を受けておりましたが、平成 17 年 11 月に死亡されたことで、共同住宅の計画は頓挫しております。</p> <p>平成 17 年当時、26 番 4 と 26 番 5 については、中古車売り場として利用されており違反転用でしたが、これを撤去して共同住宅を建設する予定でした。計画の頓挫により、この中古車売り場は現在も残っております。</p> <p>今回、議案第 8 号 1 番の申請で、平成 17 年の 4 条許可の取り消</p>

事務局	<p>しを行い、26番2と27番1は、議案第7号4番の申請で宅地分譲地として申請を行い、26番4と26番5については来月に中古車売り場として5条の転用許可手続きを行います。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、5番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、断面図が8ページと9ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲地を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページ、平面図、断面図が13ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺</p>
-----	--

事務局	<p>の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、7番になります。</p> <p>図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図及び1階の平面図が16ページ、2階以上の平面図が17ページ、立面図が18ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、賃貸マンションを建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、8番になります。</p> <p>図面は、案内図が19ページ、字図が20ページ、土地利用計画図、断面図が21ページ、平面図が22ページ、立面図が23ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した</p>
-----	--

事務局	<p>が該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第7号 農地法第5条の申請については5件、議案第8号 農地法第4条許可の取消し願いについては1件となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、第5条の4番、第4条の取消しの1番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>現地を見に行きました。周りは住宅地になっています。隣接者に話しを聞いたところ住宅地になる事は問題ないとのことでした。生活排水は下水道につなぎ、用排水の問題もなく、他の農地に支障はありません。この地区には区長さんもおられず、生産組合もおりませんので、私が確認して印鑑を押しました。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>住宅地分譲をしたいと申請がありました。現地を確認したところここから下流にはほとんど田はありませんが、用排水については水路改修を間違いなく行うと聞いております。生活排水は下水道につながれます。区長、生産組合長の判もありました。営農に支障が出ることはないと思います。審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>続きまして、6番についてですが、担当委員が欠席ですので事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第5条の6番は事務局から説明いたします。農地と宅地跡地を利用して太陽光発電施設への転用となっています。太陽光設備なので雨水のみの処理ですが、自然沈下と転用地周辺に側溝を設置し道路側溝へつながれます。隣接する農地はありますが、特に影響がないと確認しております。区長、生産組合長の印鑑もいただいております、農業委員の印鑑もあります。転用に問題はないと確認しております。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きます、7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>ここは宅地化してきており、ほとんど農地はあまりありません。ぽつぽつと農地が残っています。農地への用排水には問題はありません。上水下水も管理してありますので問題ないと思います。区長、生産組合長の印鑑もあり、私も確認して印鑑を押しました。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きます、8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請者の自宅が道路の用地に掛かったので、申請地に新築したいとみえました。土地計画図のとおり生活排水は、南に市道が通っておりまして下水道につなげます。また、雨水は側溝を整備され道路側溝へつながれます。他の農地に支障が出ることはないと思います。区長、生産組合長の印もありました。私も問題ないと印を押しています。宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>8番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第7号 農地法第5条の申請5件及び議案第8号農地法第4条許可の取消し願いについて1件について</p>

議長	<p>承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第9号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号 農地法第4条の申請について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が24ページ、字図が25ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、申請地を山林として管理するための植林の申請であるため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、4番になります。</p> <p>図面は、案内図が26ページ、字図が27ページ、土地利用計画図が28ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>申請人が選挙事務所を建設するための一時転用の申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p>

事務局	<p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、5番になります。</p> <p>図面は、案内図が29ページ、字図が30ページ、土地利用計画図が31ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>申請人が倉庫を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案第9号 農地法第4条の申請については以上3件です。</p>
○番委員	<p>それでは、3番について私から説明をさせていただきます。</p> <p>今回の申請地は25ページを見ていただくと、周りは山林や原野化されている所です。昔は田や畑、茶畑でした。申請者が転用してクヌギを植えたいということで先月みえられました。区長、生産組合長の印もありました。私も現地を確認し、周りは原野、山林ですので問題ないと思います。宜しくお願いします。</p>

議長	<p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>選挙事務所としての一時転用でプレハブ小屋を設置されます。前回の選挙の時も一時転用をされています。区長、生産組合長の印もあり、私も確認し用排水路には手をつけないため問題はないと思ひ印を押しています。選挙終了後は原形復旧をされます。以上宜しくお願いします。</p>
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>選挙事務所ならば車が多いですね。駐車場はありますか。</p>
○番委員	<p>駐車場は近くに公民館と神社があります。そこを利用すると聞いています。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>凶面のとおり、宅地の横に倉庫を建てられています。以前から利用していたとのことで、始末書をつけておられます。周りも宅地で他の農地に支障が出ることもないと思います。区長、生産組合長の印もあり、私も確認して印を押しています。よろしく審議ください。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第9号 農地法第4条の申請に3件ついて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第10号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第10号 農地法第3条について御説明します。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請に5件についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については、一括審議となっておりますので、議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第10号 農地法第3条の申請5件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案の5ページと6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が9名、貸付人が14名で、面積は、田が33,540.61㎡、畑が4,317㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7～14ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定</p>

事務局	<p>通年については以上14件です。</p>
議長	<p>議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年14件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年14件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業2件について御説明いたします。</p> <p>議案は15ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を16ページに掲げております。農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は田が3,408㎡、貸付人は2名となっております。期間は2番については5年、3番については10年となっております。</p> <p>農地中間管理事業については、以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業2件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>農地中間管理機構の組織の内容が変わりそうだと聞いたんですが、その辺りはまだ決まってないですか。</p>
事務局	<p>農業委員会での取り扱いが変わるという事はないです。農協でされている分を農地中間管理機構で1本にするということで話が出ています。法の見直しでは平成26年から導入しておりますが</p>

事務局	内容が変わるとい正式な発表がまだないので、31年度まではこのままの状態、32年度も4月からすぐ変わるかというのわかりません。32年度当初まではいまのままの可能性もありますが、31年度までの変更はありません。情報もまだ確定ではない状態です。
○番委員	田で契約をするわけですけど、少し協力金が出てましたよね。それはそのままありますか。
事務局	<p>機構集積協力金のことをお尋ねですか。農地中間管理事業は、平成26年から始まりまして、担い手に80%集積をするという大きな目標の中で農地中間管理事業が取り組まれています。先ほど言われました協力金ですが、ご承知のとおり3つの内容がありまして、まず、地域がまとまった形での貸し借りをした場合に協力金を支払いますという地域集積協力金。これが伊万里市においては昨年が〇〇〇〇〇〇〇、30年度の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で取り組まれております。それ以外に、これは農業を一部でも結構なんです、辞めて他の方に土地を貸したりすると経営転換をされたということで協力金が支払われる経営転換協力金。それともう一つが二筆以上繋がっている農地を公社を通して貸した場合に協力金が支払われる耕作者集積協力金。この3本の矢で事業がなされています。そのうち、2つ目の経営転換協力金と3つ目の耕作者集積協力金については支援が個人に行くということで、冒頭申しました8割の地域集積、担い手の集積には力及ばないところがあるということで、来年以降については、地域集積協力金を重点的に取り組むというような考え方ということは聞いています。ですから個人に支払う経営転換協力金や耕作者集積協力金は無くなるのではないかと考えております。</p> <p>それともう一点、昨年と少し変わった所がありまして、今まで未相続地の農地があった場合は相続人の過半の同意があれば貸借ができましたがその期間が今まで5年間でした。それが去年、基</p>

事務局	<p>盤強化法の改正がありまして、5年が20年になっています。今回の農地中間管理事業の3番、これは未相続地の貸借になっていますが、今まで5年しかできなかつたところを10年の貸借が出来ています。ここはすでに変わっている所ですね。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第11号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業2件については、申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第12号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は17ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者2名が借り受けることとなっております。詳細は、18ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第12号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第12号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p>

議長	<p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は19ページを御覧ください。</p> <p>2番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借の予定で、議案11号利用権通年の9番に上程しています。</p> <p>3番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>4番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借の予定で、議案11号利用権通年の19番に上程しています。</p> <p>報告第2号については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第2号 農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、報告第3号 農地の形質変更工事計画変更届出の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号 農地の形質変更工事計画変更届出の受理について、御説明します。議案の20ページ、1番になります。</p> <p>申請地は○○○○○○○○です。</p>

事務局	<p>盛土用の土の搬入不足により工事期間延長をするための届出です。工事計画及び工事施工業者の変更はありません。</p> <p>報告第3号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第3号 農地の形質変更工事計画変更届出1件について御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p>《議事終了》</p>